

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年七月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年一月十八日

指令川建セ第二八〇〇四三〇号

二 検査済証番号

平成二十九年七月十四日

川建セ第二九〇〇一三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字和泉字船川七百二十七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字和泉七百二十三番地二

久保 秀夫 久保 綾子